

四、行政運営部門

(1) 行政組織・人事管理

効率的かつ機能的な都市活動や市街地整備が可能となります。

・両市町とも、役割分担を明確にした各インターチェンジ周辺の土地利用構想や、流通センター周辺等の両市町の隣接地の一体的な土地利用を推進できます。

・産業やスポーツ・レクリエーション施設などを広域的に考えることができるため、高次の都市機能の集積を図ることができま。

○合併に伴う課題

・黒埼町を含む西新潟地区の幹線道路網や、工業系を含む土地利用計画、新しいインターチェンジを含む各インターチェンジ周辺の土地利用構想を策定する必要があります。



ます。

法人市(町) 民税は均等割、法人税割と同じですが、新潟市は中小企業法人には課税の特例措置で軽減しています。

新潟市は事業所税と都市計画税を課税していますが、黒埼町にはこの税目はありません。

その他、前納報奨金は、新潟市は交付していますが黒埼町は廃止しています。督促手数料は、新潟市は廃止していますが黒埼町は徴収しています。また、個人市(町) 民税と固定資産税の納期に異なる月があります。

○合併の効果

・黒埼町においては、個人市(町) 民税均等割非課税基準が引き上げられるため非課税該当者が拡大します。

・黒埼町の中小企業法人は、法人市民税法人割の課税の特例措置が受けられますので税負担が軽減されます。

○合併に伴う課題

・両市町の合併により人口が五〇万人

○現況

両市町は、行政制度の一部に相違があり、新潟市は福祉事務所や保健所を設置するとともに、建築確認事務や市街化区域内の開発行為の許可事務、大気汚染防止法や水質汚濁防止法による常時監視と測定を実施しています。黒埼町では、これらの事務は県が行っています。

平成五年度の行政組織は、新潟市は五局・一六部・八四課・五準課・二四八係、機関一局・五部・四準部・二七課・一四二係となっています。黒埼町は一八課・四八係となっています。また、新潟市は新潟地区広域清掃事務組合など六つの一部事務組合と新潟市土地開発公社のほか、一九の外郭団体があります。黒埼町は、新潟県町村人事事務組合など八つの一部事務組合と白

を超えることから、個人市民税の均等割額が年額二、五〇〇円となり、両市町ともに引き上げられます。

・黒埼町においては、市街化区域内の土地、家屋に都市計画税が、一定規模を超える事業所に事業所税が新たに課税されます。

・両市町で相違のある納期、前納報奨金、督促手数料については、統一する必要があるとあります。

・合併に伴う税制の統一については、早期の実施が必要ですが、合併特例法等に定める地方税の不均一課税についても、その活用を検討する必要があります。

② 財政等

○現況

平成五年度当初の一般会計予算額は、新潟市は一、七〇二億円(市民一人当たり三五万六千円)、黒埼町は六二億二千万円(町民一人当たり二六万一千円)で、近年は、両市町とも高い伸び率を示しています。

根地域土地開発公社、新潟県市町村職員共済組合があります。

また、法定伝染病患者の診察等や死体の火葬等の事務などを新潟市へ事務委任しています。

○合併の効果

・両市町の企画・総務・財政等の管理部門などは、組織の統合により効率化が図られます。

・黒埼町は、住民基本台帳などを外部委託していますが、新潟市は、電子計算機が導入されていますので一体的利用により経済的効果が図られます。

○合併に伴う課題

・黒埼町民へのサービス低下を招かないよう行政機関の設置が必要です。

・一部事務組合や外郭団体などの統合・継続・脱退等の調整が必要です。

・黒埼町では、県が行っていた建築確認事務などが新潟市へ移管されることとなりますので、県との協議・調整が必要です。

(2) 税、財政等

① 税制

○現況
新潟市と黒埼町の税制には、次のような相違があります。

個人市(町) 民税の均等割額は都市規模により定められていますので、新潟市は年額二、〇〇〇円、黒埼町は年額一、五〇〇円で、均等割非課税基準は、新潟市は三〇六、〇〇〇円、黒埼町は二七二、〇〇〇円となっています。

職員数の状況(人)

区分	新潟市		区分	黒埼町	
	定数	現員		定数	現員
市長部局	3,512	3,486	町長部局	149	146
消防局	496	482	消防本部	36	31
水道局	307	306	ガス水道局	24	22
教育委員会	918	906	教育委員会	36	32
監査委員	11	11	監査委員		兼務
選挙管理委員会	12	10	選挙管理委員会		兼務
農業委員会	23	23	農業委員会	6	5
議会事務局	25	25	議会事務局	3	3
計	5,304	5,249	計	254	239

・人口千人当たり職員数 新潟市10.80人 黒埼町10.33人

個人市(町) 民税の税率等

税目	区分	新潟市	黒埼町	適用
個人市(町) 民税	均等割	2,000円 (標準税率)	1,500円 (標準税率)	均等割非課税基準 (新潟市) 306,000円 (黒埼町) 272,000円
	所得割	標準税率	標準税率	

法人市(町) 民税の税率等

税目	区分	新潟市	黒埼町	適用
法人市(町) 民税	均等割	標準税率	標準税率	
	法人税割	14.7% (制限税率)	14.7% (制限税率)	
		13.5% (特例措置)		

・新潟市は、資本金等の金額が1千万円未満で法人税額が年210万円未満の法人については、特例として法人税割額は13.5%を適用しています。

新潟市の事業所税の税率等

事業所税	①納税義務者	・事業を行う法人・個人、事業所用家屋の建築主
	②課税標準及び税率(一定税率)	・資産割——事業所用家屋延床面積1㎡につき600円 ・従業者割——従業者給与総額の0.25% ・新增設——新增設事業所用家屋延床面積1㎡につき6,000円
	③免税点	・資産割——1,000㎡以下 ・従業者割——100人以下 ・新增設——2,000㎡以下

新潟市の都市計画税の税率等

都市計画税	①納税義務者	・市街化区域内の土地、家屋の所有者
	②税率	・0.28% (制限税率は0.3%)
	③課税標準	・固定資産の価格